

# 次世代型マンホールふた製造工場認定基準 及び検査事務要領

(スリップ防止型マンホールふた)

令和 7 年 6 月

福岡市道路下水道局

## 次世代型マンホールふた製造工場認定基準および検査事務要領

(主旨)

第1条 本基準は、本市が使用する「次世代型マンホールふた」の製造工場認定基準および検査事務要領について定めるもの。

(認定対象資機材)

第2条 この基準に定める認定対象資機材は、**別表1**に掲げるものとする。

(製造工場の認定条件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を備えている者を製造工場として認定する。

- (1) 福岡市型下水道用鋳鉄製マンホールふた及び汚水柵ふたの製造工場として認定を受けた工場であること。
- (2) 第6条における審査に合格した者であること。

(認定期間及びその更新)

第4条 製造工場としての認定期間（以下、「認定期間」という。）は、認定を受けた日から3年以内とし、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、本市が別途通知する期日までに更新の手続きを行うこととし、以後3年毎に更新するものとする。

2 前項の更新の手続きについては、認定申請書（様式1）、試験項目一覧表（様式1-2）及び図面を提出するものとする。

なお、公的試験所等において新たに試験を実施した際には試験成績書\*を提出するものとする。

(申請手続等)

第5条 認定申請等に係る手続方法の詳細については、次の各号によるものとする。

- (1) 次世代型マンホールふたの製造工場認定を受けようとするものは、次世代型マンホールふた製造工場認定申請書（様式1）及び**別表2**に定める試験項目の値が財団法人 下水道新技術推進機構（現：公益財団法人 日本下水道新技術機構）発行の『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』（2007年3月発行）の規格値を満足することを明らかにした試験成績書\*を提出しなければならない。また、試験日等を記載した試験項目一覧表（様式1-2）を提出するものとする。
- (2) 既に認定を受けている者が、その仕様等の変更を行おうとするときは、前号に定める資料に加え、変更内容等が分かる資料を提出しなければならない。
- (3) 既に認定を受けている者が製造を休止する場合は、事前に休止の理由及びその期間（以下「休止期間」という。）を記載した書面を本市に提出しなければならない。
- (4) 前号の届出を行っている者が製造を再開する場合は、事前に当該期日を明らかにした書面を本市に提出しなければならない。
- (5) 休止期間が認定期間を超えた場合及び製造中止の場合は、製造工場の認定を取り消すものとし、再度製造工場の認定を希望する場合は、第1号に定める資料を提出しなければならない。

試験成績書\*：公的試験所、JNLA（試験事業者登録制度）登録試験事業者、またはISO 17025（試験所認定の国際規格）認定取得試験所が発行するものとする。それ以外の試験所を選定する場合には、選定した試験所が上記条件を満たすことを、本市に対して個別に説明を行い、本市の承認を得る必要がある。

なお、成績試験書は、第三者機関で実施した試験結果報告の写しでよい。

(6) 製造工場の認定を受けた者が、関係諸法令に違反する等不正な行為があったときは、製造工場の認定を停止又は取り消しをする。

(7) 第1号に定める試験成績書\*は、申請日時点の最新のものを提出するものとする。

(審査方法)

第6条 前条に基づき申請者から提出があった資料の審査は、本市道路下水道局の職員が実施する。

(審査結果等の通知)

第7条 次に掲げる事項に該当するときは、当該申請者に対して速やかに書面をもって通知する。

- (1) 新たに製造工場として認定したとき。
- (2) 認定期間の更新を認めたとき。
- (3) 認定申請内容の変更を認めたとき。
- (4) 製造工場の認定を停止又は取り消したとき。

(費用負担)

第8条 この要領に規定する検査に供する製品及び検査費用については、申請者の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和7年6月1日 一部改訂

**別表 1** 認定資機材の種類

認定対象資機材の種類	種別	細別
次世代型マンホールふた φ 600	T - 2 5	汚水
		雨水
		合流
	T - 1 4	汚水
		雨水
		合流

**別表 2** 試験項目一覧表

性能	試験項目			
耐スリップ	滑り抵抗試験	初期性能		
		限界性能		
がたつき防止	交互荷重試験	初期性能		
	輪荷重走行試験	限界性能		
耐荷重 (破損)	荷重たわみ試験	初期性能		
	耐荷重試験	初期性能		
	発生応力度試験	初期性能		
		限界性能		
	材質試験	Yブロック	引張り強さ (ふた、受枠)	
			伸び (ふた、受枠)	
			硬さ (HBW) (ふた、受枠)	
			黒鉛球状化率 (ふた、受枠)	
実体切出し		引張り強さ (ふた)		
		伸び (ふた)		
		硬さ (HBW) (ふた、受枠)		
		黒鉛球状化率 (ふた、受枠)		
耐腐食	腐食試験	Yブロック (ふた、受枠)	腐食減量	
		実体切出し (ふた、受枠)	腐食減量	
浮上・飛散防止	圧力解放性能試験			
	圧力解放時の部品強度確認試験 (錠、ちょう番、浮上ロック)			
	ふた浮上性能試験	浮上しろ試験		
		車両通行		
浮上後ふた段差				
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験			
	転落防止装置耐荷重強さ試験			
不法開放防止	不法開放防止性確認試験			
	施錠強度確認試験			
施工性能	枠変形防止性確認試験			
	傾斜施工試験			
維持管理作業性	維持管理作業性確認試験			
寸法	枠内径			
	枠外径			
	枠高さ			
	枠アンカー穴ピッチ			
外観	全体目視確認			

※ 各試験項目における試験方法および規格値は、財団法人 下水道新技術推進機構 (現：公益財団法人日本下水道新技術機構) 発行の『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』(2007年3月発行)に準拠すること。